

年 月 日

※契約日をご記入ください

おうちサポート提供に関する特定商取引法に基づく表示

おうちサポートの提供に関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読み下さい。おうちサポートのサービス内容につきましては、「おうちサポート」に関する重要事項説明書をご確認ください

●おうちサポート提供事業者:

商 号：横浜ケーブルビジョン株式会社（略称「YCV」）

本 店：〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町 134 横浜ビジネスパークウエストタワー10 階

代 表 者：代表取締役社長 田島 真

電話番号：0120-595-775

●おうちサポート提供価格(月額基本料金):

サービス名	提供価格
おうちサポート	200 円(税込 220 円)

※既に当社が提供する TV サービス・NET サービス・電話サービス (以下「YCV サービス」といいます。)にご加入のお客さまの場合、お客さまのお申し込みを当社が承諾した日を含む月は、月額基本料金を、お客さまのお申し込みを当社が承諾した日の翌日から日割りで計算した額を請求します。YCV サービスの新規申込みと同時におうちサポートのお申し込みをされたお客さまの場合、YCV サービスの工事完了日の翌日から日割りで計算した額を請求します。解約月は 1 か月分の月額基本料金を請求します。

●おうちサポートの提供時期:

既に YCV サービスにご加入のお客さまへのおうちサポートの提供時期は、お客さまのお申し込みを当社が承諾した日から、契約終了までの期間です。YCV サービスの新規申込みと同時におうちサポートのお申し込みをされたお客さまへのおうちサポートの提供時期は、YCV サービスの工事完了日から、契約終了までの期間です。なお、会員価格にてジャパンベストレスキューシステム株式会社(JBR 社)が提供する、「生活救急サービスおよび総合生活サポートサービス」(別途個別に JBR 社にお申し込みが必要になります。)をご利用いただけるのは、おうちサポートにお申し込みいただいた翌日以降です。

●支払方法および支払時期:

おうちサポートにお申し込みいただいた月の翌月から、別途ご加入いただいている当社が提供する YCV サービスの料金のお支払い時に一括して、加入申込書で指定のお客さまのお支払方法(金融機関の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段)にてお支払いいただきます。

●クーリング・オフについて:

1. 本書面の受領日から 8 日を経過する日までに当社に書面または電磁的記録でお申し出いただければ、おうちサポート 提供契約を解除することができます。ただし、TV サービス・NET サービス・電話サービスの新規申し込みと 同時におうちサポートのお申し込みをされた場合、別途当社が交付する「ご契約内容のご案内」(契約締結後書面)をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、当社に書面または電磁的記録でお申し出いただければ、おうちサポート提供契約を解除することができます。なお、本クーリング・オフはおうちサポート提供契約の解除についてのもので、JBR 社が提供する「生活救急サービス および総合生活サポートサービス」のご利用契約の解除についてのもではありませんので、当該サービスの解除については別途 JBR 社へご確認ください。
2. 1 にかかわらず、当社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって 1 の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途当社が作成しますクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが当社から受領した日から 8 日を経過する日までに当社に書面または電磁的記録でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1 または 2 のクーリング・オフは、お客さまが 1 または 2 のお申し出をされたときに効力が生じます。
4. 1 または 2 のクーリング・オフがあった場合、
 - ① 既におうちサポート提供がお客さまにおいて開始されている場合で、おうちサポート提供の終了に要する費用がある場合、当該費用は当社が負担いたします。
 - ② 既におうちサポート提供価格(月額基本料金)の全部または一部をお支払いいただいている場合、当社は速やかに、お支払いいただいた当該全額を返還いたします。
 - ③ お支払いいただくおうちサポート提供価格(月額基本料金)は、直ちに支払いを停止できず、YCV サービスのご利用料金などと共に、一旦ご登録のクレジットカードもしくは口座振替でのご請求が発生することがあります。その場合、一旦お支払いいただいた当該料金は、お客さまの YCV サービスのご利用料金より差し引く方法により、返金させていただきます。当該月のみで全額を差し引けない場合は、残額を当該翌月以降の利用料より差し引かせていただきます。なお、直接お振込みの方法による返金のご希望がございましたら、別途お申し出ください。
 - ④ 当社は、お客さまがおうちサポートをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する当社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。

● 制限事項

1. おうちサポートは、YCV サービスにご加入いただいている、または同時に YCV サービスにお申し込みをいただいたお客さまにご提供いたします。YCV サービスのご利用には、月額基本料金、工事費などが必要です。解約には撤去費が必要です。
2. おうちサポートは、当社が提供するサービスです。生活救急サービスおよび総合生活サポートサービスは、別途 JBR 社が提供するサービスですので、別途 JBR 社にお申し込みが必要です。
3. JBR 社の生活救急サービスおよび総合生活サポートサービスの実作業等は、JBR 社および JBR 社の業務委託先により行います。JBR 社のサービス提供に関して発生したトラブル等については、当社は一切責任を負いませんので、JBR 社および JBR 社の業務委託先にお問合せください。
4. おうちサポートお申し込み日当日のご利用は、JBR 社の通常料金でのご利用となります。
5. おうちサポート提供契約を解除された場合は、JBR 社の生活救急サービスおよび総合生活サポートサービスのご利用もできなくなりますので、ご了承ください。

担当者名	
------	--